

議案第 13 号

令和 8 年度伊賀市大山田財産区特別会計予算

令和 8 年度伊賀市の大山田財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3, 0 4 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2, 0 0 0 千円と定める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

伊賀市長 稲 森 稔 尚

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		12,845
	1 財産運用収入	12,845
2 繰越金		200
	1 繰越金	200
歳 入 合 計		13,045

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 総務費		5,596
	1 総務管理費	5,596
2 財産費		7,234
	1 財産管理費	2,878
	2 財産造成費	4,356
3 公債費		15
	1 公債費	15
4 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		13,045